

設工認申請（安全設計）とPP（核セキュリティ）、SG（保障措置）の設計方針等の
関係及び今後の進め方について

1. PP（核セキュリティ）

現状申請しているPP（核セキュリティ）関係の変更申請は、以下の案件がある。

①防護扉の交換

前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋および高レベル廃液ガラス固化建屋に設置している防護扉を、竜巻による飛来物に対する防護機能を考慮した扉に交換する。

②障壁の一部の位置および高さの変更

使用済燃料の受入れ施設および貯蔵施設用安全冷却水系冷却塔のうち1基の周辺に設置している障壁について、新設する再処理設備本体用安全冷却水系冷却塔A系を考慮し、一部の位置および高さの変更を行う。

③周辺防護区域の拡張

緊急時対策建屋へのアクセス性を向上させるために、再処理施設の東側に位置する周辺防護区域を現在の位置よりも東側に拡張する。

上記PP（核セキュリティ）関係の変更申請の案件に対して設工認申請（安全設計）との関係を整理した。

①防護扉の交換

従前設置していた防護扉は、PP関係の要求事項を満足したものであり、今回交換する扉については、PP関係の要求事項に加え、竜巻による飛来物に対する防護機能を考慮しさらに厚みのあるものに交換することから、設計要件としては、設工認申請（安全設計）での確認（共通12等の資料）で行い、要件を満足していることを確認したのち、PP（核セキュリティ）側の確認を受ける。

②障壁における一部の位置および高さの変更

障壁の位置の変更については、設工認申請（安全設計）での新設する冷却塔の位置と障壁の高さで決まる。

高さについては、設工認申請（安全設計）での防護ネットを含めた構造設計及び位置関係を踏まえて決める必要があるものの、高さの要件はPP（核セキュリティ）側で確認が必要である。

そのため、設工認申請（安全設計）での事実確認（共通12等の資料）を実施し、それを踏まえてPP側での要件を満足していることを確認を受け、さらにその結果を踏まえて、設工認申請（安全設計）での波及影響の前提条件の設定を行うとともに評価結果の確認を受ける。

③周辺防護区域の拡張

周辺防護区域の拡張については、設工認申請（安全設計）での重大事故への対処に係るアクセスルート等の確認及び PP（核セキュリティ）設備が悪影響を及ぼすことがないことの確認を受ける。

その結果を踏まえて、PP（核セキュリティ）側の要求事項の確認を受ける。

上記①～③については、全関係者で各々の要求事項に係る確認を行い、その後の設計等の確認についてはそれぞれで事実確認を進めていく。

2. SG（保障措置）

MOX 燃料加工施設における設工認の申請対象設備に係る SG（保障措置）設備については、設工認申請（安全設計）の要求事項と SG(保障措置)側の要求事項の相互影響を確認する必要がある。

まずは、第 2 回申請の申請対象設備に係る SG（保障措置）設備を、配置情報等をもとに網羅的に洗い出し、関係するものに抜け、漏れがないことを設工認申請（安全設計）、SG（保障措置）の双方の確認を受ける。

MOX 第 2 回申請の申請対象設備に対し、構造上関係する SG（保障措置）設備が 1 設備、それ以外については隣接する設備であるため耐震設計上の波及影響の考慮が必要なものである。全関係者で各々の要求事項、相互影響として確認すべき事項に係る確認を行う。

その後、構造上関係する SG（保障措置）設備及び耐震設計上の波及影響の考慮が必要なものについては、設工認申請（安全設計）における設計上の考慮事項等の説明について確認を受ける。

以 上